

水稻新品種「秋系821」に係る作付推奨地域等の決定について

令和2年5月25日
秋田県農林水産部

I 作付推奨地域

新品種は「あきたこまち」よりも成熟期が10日以上遅い晩生種であり、気象条件によっては登熟不良による品質・食味の低下を招くおそれがあるため、高品質・良食味生産に必要な登熟気温を確保できる地域に作付けを限定する。

1 設定方法

品質と食味を安定的に発揮できる登熟気温「出穂期後40日間の日平均気温22℃以上」を前提条件とし、栽培試験で得た生育データと1kmメッシュ気象データを用いて、旧市町村単位（243市町村）に設定する。

※ 上記登熟気温を確保できる水田面積が概ね1/2以上ある地域

※ 実際の作付は、日照や水利などの条件が整った水田に限定

2 作付推奨地域

別紙のとおり

3 作付推奨地域以外の取扱い

作付推奨地域以外においても、栽培試験を実施し、一定の品質・食味を確保できる場合は、作付推奨地域への編入を検討する。

II 品質・出荷基準

食味のバラツキを抑え、一定品質以上の米のみを市場に流通させるため、品質や食味に関する出荷の基準を次のとおり設定する。

項目	基準	備考
検査等級	① 1等又は2等	・外観等の品質を確保
玄米タンパク質含有率	② 6.4%以下(水分含有率15%換算)	・食味バラツキを抑制
水分含有率	③ 14.0%以上15.0%以下	

III 生産団体登録制度

生産から出荷までの取組を一元的に推進することにより、確かな品質で安定供給できる生産体制を確立するため、一定の要件を満たす生産団体を秋田米新品種ブランド化戦略本部（以下「戦略本部」という。）が登録する。

1 登録の対象者

集荷業者と生産者で組織する生産団体

2 登録の要件

(1) 生産団体

項目	要件	備考
組織体制	① 規約が定められていること	
生産規模	② 新品種の生産者が3名以上、かつ、生産面積が3年以内に10ha以上となる計画を有していること	・技術の相互研鑽 ・一定ロットを供給
販売体制	③ 新品種の具体的な販売計画(栽培方法別の生産量、販売先等)を有していること	

(2) 集荷業者

項目	要件	備考
需要に応じた生産	① 生産調整方針認定要領に基づく認定方針作成者であること	
集荷・出荷体制	② 品質・出荷基準に基づき区分集荷を行い、適切に保管・出荷できること	
技術指導体制	③ 適切な栽培管理を指導する計画を有していること	

(3) 生産者

項目	要件	備考
生産	① 毎年種子を更新すること	
	② 種子・苗の譲渡及び自家採種は行わないこと	
	③ 作付推奨地域内に作付すること	
	④ 農薬の使用成分回数を慣行の2分の1以下(10成分以内)に削減して栽培すること	
	⑤ 栽培管理記録を記帳すること	
	⑥ 土壌診断に基づく土壌改良に取り組むこと	
出荷	⑦ 収穫物は飯米等の自家消費分を除き、全量出荷すること	
技術水準	⑧ 新品種の品質・出荷基準の達成が見込まれること ※ 新規作付希望者の取扱い ・「あきたこまち」の1等米比率が90%以上、かつ、 玄米タンパク質含有率が6.5%以下	・原則申請前年の実績
その他	⑨ ブランド化に係る各種取組に協力すること	

3 審査・登録

(1) 生産団体の登録審査を行う機関として、戦略本部の下に、生産団体登録審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（構成機関）

- ・ 県域：県農林水産部、県農業協同組合中央会、県産米改良協会
- ・ 地域：県地域振興局農林部、市町村

(2) 戦略本部は、審査委員会からの報告に基づき、要件を満たすことが確認された生産団体を名簿に登録するとともに、当該団体に通知する。

4 申請

(1) 申請内容

生産団体の概要（代表者名、集荷業者名、事務局、担当者職氏名、連絡先）
生産計画、販売計画、指導計画、規約の写し、登録に係る誓約書の写し、
生産者名簿（氏名、住所、連絡先、作付希望ほ場所在地、作付希望面積等）等

(2) 申請期間

別途定める（令和4年産は、令和2年7月1日（水）から8月28日（金）まで）

(3) 申請先

秋田米新品種ブランド化戦略本部（管轄の地域振興局経由）

5 その他

(1) 登録後において、各種要件等を遵守していないことが確認されたときは、登録の全部又は一部を取り消す場合がある。

(2) 制度の詳細は別途定める。